

# 御 発 言 ヌ 毛

平成16年12月22日

平成16年12月22日(水)

井上チイ子

## 安全確保のための規制に関しての一考

原子力安全規制のあり方について、「事業者は原子力施設における安全確保の第一義的責任を有する」とあるように、まずは事業者が自らの意欲的・自律的発意と、企業としての社会的責任とプライドにかけて、より有効で主体的な安全対策を堅持することこそがとりわけ重要と考えます。

そして国は、国民の付託を受けて確固たる安全体制が維持されていることを、国民に保障するとの視点で原子力活動をサポートしていくという考えが必要ではないかと思えます。

また、規制は安全確保にとって重要ですが、行過ぎた「縛り」によって、人材、コスト、時間等の浪費につながらないか懸念します。

安全規制の体制が確保されても、それで立地地域、消費(地)者が国や事業者を信頼し安心するかどうかと言えば、その開きは大きく、それだけでは両者のギャップを埋める状況とは思えません。

また、原子力安全・保安院に安全広報課を設置されたようですが、市民の理解促進ニーズに対応するには、人的に十分でないと聞いております。

さらに今日、専門家の話を聞いてだけで直ちに不安が解消されるという状況でもないと考えます。

したがって、国や専門機関からの広聴、広報だけでなく、市民自らが市民のために市民の立場で(NPO, NGO等の活動を通して)自ら学習の機会を持つことが重要であり、こうした活動に対する支援体制をぜひ進めていただきたいと考えます。こうした市民自らの活動によって、いたずらに煽動的情報に流されることなく、また過度の不安に怖れることなく、正しい情報と知識の集積によって市民自身が科学的認識(サイエンス・リテラシー)を持つことが可能となると思えます。

昨今の国際情勢を鑑みますと、今回の長計において、テロ対策や核物質防護対策は、非常に重要なテーマであり、もっと議論を深める必要があると考えます。

平成 16 年 12 月 22 日

「安全確保に関する中間取りまとめ（案）」について

核燃料サイクル開発機構

理事長 殿塚 猷一

事前配布された事務局資料「安全確保に関する中間取りまとめ（案）」に関連して、私の考えを述べたい。

1. 科学的合理性に基づく安全規制の見直しについては、安全確保の実効性を高めるものであり、原子力を今後とも進めていく上で重要であると認識している。
2. しかし、これまでの安全規制の見直し後の現場の対応を顧みると、検査等の対応に要した時間や必要な書類の量が膨らむ傾向にある。また、新制度の趣旨が現場に十分浸透せずに形式が先行することも気がりである。
3. この、安全規制の見直しにともなう新たな書類作成作業等の増大により、現場に過度の負担を強いる可能性があり、返って不安全に繋がることも懸念される。
4. このような、実際に検査を受ける現場の状況を十分把握したうえで評価することが肝要である。
5. 安全の確保については、本来事業者の自主規制が第一とするならば、国と事業者の役割が逆転することのないよう、「事業者の自主保安活動の性能向上努力を奨励する仕組み」の実現を強く希望する。
6. また、複数の法的規制下では、「周辺公衆や施設で働く人々の安全の確保という原点に立って、事業の現場の実情を踏まえ、改良すべき点がないかどうかを検討する」ことは、正に国と事業者の共通の課題であり、このようにして P D C A (Plan、Do、Check、Action) を廻すことが重要である。

従って、

**安全確保をより実行性があり効果的かつ効率的なものとするため、安全規制の制定・改定に当たっては、被検査側と乖離の無い、真に合理的な規制となるように、実際に検査を受ける現場の実情や意見を吸収した仕組み作りが重要である。**

以上

## 第15回新計画策定会議 意見書

平成16年12月21日  
社団法人日本電機工業会  
原子力政策委員会委員長  
庭野 征夫

安全確保に関する策定会議での議論において、これまで申し述べてきた点を整理し、下記に見解として示します。

安全確保と規制は、産官学が協力して、国内外の最新の知見を取り入れて、常に改善させていくことが重要であり、プラントメーカーとしましても、安全性、信頼性の更なる向上に向けて、先進技術の開発・適用で貢献して参る所存です。米国などでは、技術的根拠に基づいたリスク情報の活用、客観的な評価尺度等を用いた安全規制が取り入れられてきた結果、信頼性の高い科学的根拠に基づいた安全確保と同時にプラントの稼働率も向上し、原子力発電の能力、価値が高く評価されるようになっていきます。

わが国でも、「安全確保に関する中間取りまとめ(案)」の「最新の科学的知見を反映」に関連して、リスク情報を活用し、定期検査の柔軟化、長期サイクル運転、出力増強といった軽水炉技術の高度化や運転管理の高度化等の実現に向けた検討を進めていくことも重要であると考えます。また、このためには、国、研究機関、産業界、学界が共同して、国内外の教訓・知見を全国の原子力関係者が効果的に活用できるための制度を検討していく必要があると考えます。

尚、原子力産業界では、技術基盤を整備・強化し、運転情報の収集・分析・活用、民間規格の整備促進、安全文化の推進を活動の柱として、原子力事業の安全性・信頼性の向上、データに基づく科学的・合理的な運営の支援を行う組織である「日本原子力技術協会(仮称)」の設立に向けた発起人会を12月22日に開催致します。プラントメーカーとしても、わが国の原子力の更なる安全性・信頼性向上のため、積極的に支援・協力して参ります。

以上

## I. 安全の確保に関する中間取りまとめ（案）について

### 1. 新計画において示すべき安全の確保について

新計画において安全の確保の重要性を指摘し、これを確保するための基本的考え方を示すことは、とりわけ現行計画策定以降も東京電力の一連の不正事件や美浜原発3号炉事故などが起きていることを考えれば、きわめて妥当だと考えます。

「原子力施設に係る公衆リスクを抑制」の表現が限定的かつ緩いと思います。ここは「原子力活動に伴う国民の健康や社会環境におよぼすリスクを十分に抑制」との認識に立つべき。

セイフティとセキュリティの2つに区分されていますが、ヒューマンファクターの問題、例えば、事業者の不正行為や事故における人為ミスの問題にも言及する必要があると考えます。

### 3. 新計画における安全の確保に係る基本的考え方

ここで述べられている規制や安全基準の見直しは、あくまで「より安全に」との考えに立って行なわれるべきです。この点に関し、第14回策定会議において定期検査間隔の延長が認められたとする報道がありましたが、会議ではそのような事実はなかったはずで、会議後の記者レクチャーなりでそう説明されたのであれば遺憾です。適切な処置を望みます。

はじめにで、「周辺公衆がこれらにより影響を受ける」「周辺公衆に与えるリスクを査定し」とあるが、「周辺」に限定するべきではないと考えます。後に災害は発生すれば公衆への大きな影響を与えるとの認識を示していることから「周辺」は削除すべき。

事業者に対して「安全文化」の確立を求めています。規制側も事業者側も「安全」を積極的に考える姿勢に乏しい。かつて規制部門の独立論に対し、当時の科学技術庁の事務次官が「仕事を安全規制の範囲に限ることになり、職員の士気が下がる」と反論したことがあります（朝日新聞、1997.5.2）。日本原子力産業会議の副会長（もと東京電力柏崎刈羽原発所長）は、2004年9月21日付電気新聞でこう発言しています。「試運転を終えて営業運転に入ると、設備の完成を目指した攻めの職場である建設所が保守という一見守りの職場である発電所に変わる。あるいは建設部門から発電所保守部門へ配転になる。そうすると職場の活力や従業員の意識が微妙に低下するということを経験しています」

推進重視・建設重視の考え方が改められない限り、安全重視は口先だけのものにとどまることを真剣に議論する必要があります。

「環境変化を踏まえた今後の原子力の安全確保」にいう環境変化とは、維持基準の導入、性能規定化などに見られる規制緩和のことだと認識します。「安全規制の見直しおよび検査制度の改正」は、最新の知見の反映の結果というよりも、むしろ電力の自由化の中での規制緩和策の一環として出てきています。規制緩和の中での安全の確保が果たして十分に行なわれるのか疑問です。「改正」は安全余裕を切り詰める結果になると考えています。それゆえ、「理にかなったもの」との表現は受け入れられません。

また、JCO 事故とその後の品質管理の実態を見れば、事前段階における「強い規制」に加えて、運転段階においてもやはり「強い規制」が必要ではないかと考えます。

リスクは発生確率とそれが発生した場合のインパクトの両方が定量化される必要があると考えます。「はじめに」では事業者が「公衆に与えるリスクを査定」するとしていますので、3.2 事業者の責任と課題の中のリスク分析の中でも同様に言及することが望ましいと考えます。

規制行政について二省庁問題とダブルチェック問題にのみ言及していますが、各自治体の首長や会議などが求めていることは規制機関の推進機関からの独立です（保安院の回答には独立しないことの原因が明確ではありませんでした）。この点にも言及するべきです。

テロ対策は、原子力利用が核管理社会を必然化させていることを示しています。そのことをもって原子力利用に反対する大きな理由となっており、核物質防護の強化を手放して認めることはできません。少なくとも「民間の企業活動への国の介入や個人のプライバシーの侵害などを招かないよう」という総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会防災小委員会の報告書の注意書きを、これも口先だけのものとしなない具体的な歯止めが必要です。

安全基準や検査の方法を効果的で効率的なものにするために、「それらの内容に常に最新の科学的知見を反映する」と明記しています。質問への回答も同様の回答でした。既設炉に関しても「法令および通達による要求に基づき、事業者が、定期安全レビュー等において知見の反映を行なうこととしています」となっています。策定会議で地震 PSA のことを発言し、浜岡原発の地震 PSA 結果を事業者に公表するように求めてきました。（参考）に耐震指針検討について流れをまとめましたが、指針が導入された場合に、それが既設炉にどのように反映されるのでしょうか？

**II. 「新計画策定会議（第 13 回）においていただいたご質問について」に対する再質問**  
番号 5：回答にある「安全が許容できるレベル」とは、具体的にどういうことですか。また、「有効性を確保するべく」「安全規制の見直しを行なっていく考え」とあるが、これは「有効性が確保できれば安全規制の緩和を行なう」という考えとは違うと解してよろしいか。

番号 9:「技術基準に違反していると判断することは困難」「違反していることが確実ではない」が「減肉が懸念され」ということは、違反している疑いがあったと解してよろしいか。東京電力に対しては、そのような時に「直ちに交換する必要がない」とした姿勢が安全重視の考えに反していないかを問います。

番号 10:「推進機関と規制機関の効果的な分離」は「形式的な独立を求めたもの」でないなら、何をもって「効果的な分離」とするのか、独立しない理由はなにか、原子力安全条約第 2 回締約国検討会合では、どのような説明を行ない、どのような理由で引用のように評価されたのか。議事録と評価の全文を明らかにして説明してください。

番号 11: 原子力の安全規制コストの原資は電源開発促進税ですが、同税が電気料金の原価に算入され「電気料金によって回収されるにせよ、明らかに税金であり、電力会社の収入ではありません。説明はまったくの欺瞞です。

#### (参考) 地震国日本において原発耐震安全性の議論は非常に重要

##### 1. 原発耐震安全性について

阪神大震災や新潟中越地震を受け、巨大地震が近代社会に与える影響に対して国民の関心は非常に高まっています。しかし、原発の耐震安全性については、『想定外の地震は起こらない』という前提のもと『絶対安全』として中央防災会議の議題にも挙がらないなど、公式の場で議論されることはありませんでした。そんな中、3年前より耐震設計審査指針の見直し(20年ぶり)が原子力安全委員会の耐震指針検討分科会で行われています。最近度重なる震災被害を経験して、とりわけ地震学者の委員の方々はますますリアルに事故の危険性を実感しておられるようすです。

##### 2. 地震による重大事故の可能性はすでに共通認識

すでに耐震指針検討分科会の議論は、「(設計で想定した)基準地震動を超える」ような地震動が「大きな事故の誘因」となるリスク(残余のリスク)を共通の認識として進められています。11月24日の当策定会議でヒアリングした保安院の認識とは大きな隔たりがあります。また、こうした認識を反映するようなアンケート調査が毎日新聞より報告されました。(12月17日夕刊)

毎日新聞は、全国の電力会社10社に対し想定外の地震についてアンケートを実施した。以下、記事より抜粋。

【設問は(1)どの程度の地震まで耐えられることを確認しているか(2)想定外の地震や大事故が起きる可能性はゼロと考えるか(3)「想定を大きく上回る地震で大事故の危険性はないのか」との疑問にどう答えるか--とした。安全性を確認した地震は、全社が「耐震指針が定める大きさまで」と回答。具体的に想定外の地震に対する安全性を確認した社はなかった。想定外の地震や大事故が起きる可能性は、「起こり得ない」と「ゼロではない」の二者択一で回答を求めたが、全社がど

ちらも選ばなかった。ある社は「ゼロでないと考えるが、これまで最大限まで考えて設計していると説明してきたので、ゼロでないと答えると矛盾する」と話す。ただ、中部電力は「選択はできないが、ゼロという認識には立っていない」と説明。東京電力も(3)の回答の中で、「指針を上回る事象の存在は否定できない」とした。】

### 3. 設置許可だけでなく、運転管理の段階でも耐震安全性評価を判定基準に

原子炉立地審査指針の基本的目標にうたう公衆の安全確保を、耐震設計審査における立地の判定基準に組み込むべきではないか、という意見が出て現在白熱しています(現行耐震指針では基本設計の段階での許認可判断がなされるシステムになっています。分科会での議論は、詳細設計の段階でなければ地震 PSA を適用できないことから、いかにしてその評価結果を許認可判断に反映させるかが議論されているわけです)。

今後地震や地震 PSA に関する知見が進む可能性は大いにあるでしょう。指針が導入された場合には、耐震設計審査を超えてさらに運転管理の段階での判断もなされる必要に迫られると考えます。現に、すでに国が想定する「想定東海地震」の震源域において原発の運転停止が問題提起されています(12月10日に配布された『原発震災を防ぐ全国署名連絡会』の要請書参照)。



新計画策定会議（第15回意見書）（Y L T P 15）

「安全の確保に関する中間とりまとめ（案）」（暫定版）へのコメント

2004年12月22日

吉岡 齊

はじめに

私は、第14回会議（12月10日）で配付された「安全確保に関する中間とりまとめ（案）」に対し、12月16日に意見書を作成し、事務局に送った。

その内容は今回の暫定版に若干は反映されている。たとえば第3節「新計画における安全の確保に係る基本的考え方」の構成の仕方には、私のコメントが全面的に取り入れられている。

しかし私が過去2回にわたり主張してきた最も重要な3つの論点は、ことごとく無視されている。

第1の論点は、安全問題に関する独自の認識を構築し、それにもとづいて原子力一般行政の包括的な見直しを行うことである。これが原子力委員会の固有の使命である。

第2の論点は、安全規制行政に関する行政組織を、環境・安全に関する行政の独立性に関する現代的認識に立って、骨太の仕組みへと改革すべきだということである。

第3の論点は、安全規制コストを原子力発電固有のコストとして事業者から徴収する仕組みを構築すべきであるということである。

それゆえ今回、12月16日付意見書を公開し、その重要論点について改めて策定会議関係者および国民に周知させることは、重要であると思われる。

以上の考え方に立って、この意見書ではまず、12月16日付意見書全文を載せ、そのあとに追加コメントを加えることとする。なお12月16日付意見書に挿入した方が構成上適切と思われる追加コメントについては、鉤括弧を付けて本文中に挿入した。

## 1．原子力委員会で、安全問題を論ずる意義

1 - 1．安全規制政策については、原子力委員会および行政庁に決定権がある。

「新計画において、原子力安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く原子力の研究、開発及び利用のすべての分野における安全の確保の重要性を指摘し、これを確保するために政府と原子力事業者が今後とるべき措置に関する基本的考え方を示す」（1ページ）ことは、権限逸脱には当たらないが、政策選択には結びつかない不毛な行為である。

なお、「今後とるべき措置」等の表現が、この箇所に限らず、文章中に多用されているが、〔原子力委員会に規制を行う権限はないので〕「今後とることが期待される措置」等

に、改めるべきである。

1 - 2 . 原子力委員会で、安全問題を論ずる意義は、政策選択に結びつけることである。つまり、原子力委員会の所轄である「原子力一般政策」（安全政策以外の全ての政策）の選択に、安全問題について独自に構築した認識を、生かすことである。

1 - 3 . そのためには、まず原子力委員会の独自の認識を構築する必要がある。その骨子は、次のものとするのが妥当である。

「原子力の安全性に関わる事故・事件が起こった場合、それがもたらす原子力事業および原子力一般政策へのインパクトは、現代日本において、きわめて甚大である。人的被害が発生した場合はもとより、たとえ人的被害が発生しなかった場合でも、当該事業又は当該事業を部分集合として包含するより大きな範囲の事業の、全体的な安全性についての国民の信頼を傷つける事故・事件が発生した場合には、インパクトは甚大となるのが常である。

そのことは最近の一連の事故・事件によって、その都度裏づけられている。

1995年のもんじゅ事故では、もんじゅが無期停止状態に陥った。またそれを契機として、実証炉計画を白紙とするという政策決定がなされた。さらにそれは2000年の科学技術庁廃止の間接的要因となったと見られる。

1997年の東海再処理工場事故では、動力炉・核燃料開発事業団が廃止され、またそれにともない一部事業が廃止されるなど、核燃料サイクル政策が見直しを受けた。

1999年のJCO臨界事故は、原子力事業および原子力一般政策への直接の影響は小さかったが、プルサーマル計画実施の出鼻をくじき、その後の長期停止状態を招くというインパクトを与えた。

2002年の東京電力事件、および2004年の関西電力美浜3号機事故は、多くの原子炉を停止に追い込み、原子力発電事業に重大な影響を及ぼした。また政策的には、原子力発電が安定供給特性に優れるという神話を打ち砕き、2次エネルギーの安定供給もまた1次エネルギーのそれに劣らぬ政策課題であることを示した。

このように一連の事故・事件の、原子力事業および原子力一般政策への影響は、きわめて甚大なものとなった。しかも時間が経つにつれて、原子力発電の周辺部から次第に中心部へと、影響の範囲が拡大してきたという特徴もある。

今後も、新たな事故・事件が原子力事業および原子力一般政策に重大な影響を及ぼすおそれは、きわめて高いと思われる。」

1 - 4 . 原子力安全問題に関する以上の認識に立って、原子力一般政策を選択する必要がある。具体的には、次の3つの観点が重要である。

第1は、原子力事業がきわめてハイリスクなものであることを前提にして、原子力一般政策を構築すべきだという観点である。そのリスクは多重にわたる。事故・事件は直接的には生命・健康リスクに関係するが、安定供給リスク、財務・経営リスクなどにも直ちに波及する。それゆえ、原子力発電は安定供給性に優れるという、従来の原子力長期計画が採用してきた認識を破棄すべきである。その見直しは当然、エネルギー基本計画にも波及

するであろう。

第2は、原子力の事故・事件リスクを「許容水準」以下に抑制することを、原子力一般政策の選択基準とすべきであるという観点である。もしある政策の選択が、事故・事件リスクを、軽視できない水準にまで高める効果をもつと推定されるときは、そうした政策は採用しないのが賢明である。なお「許容水準」は社会が決めることである。安全規制行政当局のみが権限を持つのではない。何が「許容水準」であるかは、社会的実態によって判断する。原子力一般政策の選択においては、「許容水準」以下に事故・事件リスクを押さえ込むことを至上命令とし、それに関して他の諸特性（安定供給特性、経済特性等）とのトレードオフを考慮しないことが必要不可欠である。

1 - 5 . 以上の基本的考え方をとる場合、「安全確保に関する中間とりまとめ（案）」は以下の方針で見直すべきである。

- 1 . タイトルを「安全問題への対処法に関する中間とりまとめ」とする。
- 2 . 第1節で、上記の趣旨の総論を述べる（原案の第1節を併合する）。
- 3 . 第2節を、「安全確保について」にあてる（主題として削除せずともよい。原案の第2～3節を統合する）。内容は後述のように改正する。
- 4 . 第3節を新たに立てる。そのタイトルは、「原子力一般政策における安全問題の考え方」とする。

1 - 6 . なお、「安全確保」とは独立に、「安全問題への対処法」について、別の「中間とりまとめ」を作るという方式も可能である。ただし統合がベターである。

## 2 . 「安全確保に関する中間とりまとめ（案）」の内容上の問題点と改正の方針

2 - 1 . 第2節「安全確保に係わる取り組みの現状」については、特段の不適切な記述はみられないが、一層の充実が必要である。

とりわけ、組織、人員、予算についてのデータを詳しく書くことが必要である。第13回（11月24日）会議資料第1号として配付された、このうち組織・人員については、原子力安全・保安院の「新しい原子力安全規制について」のデータを利用させてもらえばよい。それに予算についてのデータを追加すべきである。

予算データについては、私が第13回で、記載するよう要請したが、事務局の対応はなされていない。不真面目な態度だと思う。その代わりに、「新計画策定会議（第13回）においていただいたご質問について」と題する文書が、第14回（12月10日）で配付され、その「番号11」に、「安全規制コストの相当分は、電源三法の特別会計から支出され、また電気事業者も負担している」との趣旨の記述がある。これは私の発言に対するリアクションと推定される。

しかしこれは私の要請の趣旨を理解していないため、回答になっていない。私の要請は「詳細なデータを書き込め」ということである。「質問」などではない。組織毎・費目毎

のデータ一覧表を作ればよいのだ。もちろん資金源の記載も必要である。

また、私の第13回会議意見書の趣旨は、「原子力発電の安全規制コストは、原子力発電から支払われるべきだ」というものである。しかるに電源三法は実質的に、原子力以外の発電から原子力発電へ、巨額の資金を還流させる仕組みである。電源開発促進対策特別会計はその意味で、エネルギーの種類間の公正な競争を阻害するものである。またエネルギーの種類間の不公正以前の問題として、このような税金を消費者に課すことの正当な理由もない。その廃止が望まれる。したがってこの回答は意味がない。

なお電気事業者の安全規制関連負担額についてもこの際、事業者に示していただければ有り難い。

2 - 2 . 第3節「新計画における安全確保に係わる基本的考え方」は、構造が崩壊している。政府の責任、事業者（電気事業者に限らない）の責任、の2つに分け、それぞれについて総論および各論を並べるのが、適切である。

政府の部の総論は、旧第1・2項に当たる。事業者の部の総論は、旧第3項に当たる。第4項以降は各論である。主として政府に係わる項目は、政府の部の各論に入れ、主として事業者に係わる項目は、事業者の部の各論に入れる必要がある。

なお各論の原案（旧4～9項）の記述の中には、総論に移動させたほうが記述が多く含まれる。それを移動させれば、各論の記述をシンプルな内容とすることができる。

2 - 3 . 各論の数は、政府の部、事業者の部のいずれについても、任意の数とすることができる。適宜追加することが望ましい。具体的には、地震対策、医療被曝管理対策、デコミッショニング対策、の3つの項を追加することが望ましい。

2 - 4 . 地震対策については、第14回会議（12月10日）での、原発震災を防ぐ全国署名連絡会の意見書を参考にするとよい。

[以下の記述を追加するとよい。

「原子力施設の事故リスクの評価はきわめて困難であり、学問的な定説が確立していない領域が少なくない。地震による事故リスクの評価はその一例である。こうした事故リスク評価の信頼性の低さを、少しでも緩和するためには、多様な評価法を併用した総合的な評価を行うことが必要である。それによってリスクの期待値の幅が大きくなると推定されるが、それは自然災害のリスクなど一連の問題について、われわれの科学的評価の能力がきわめて低いことによるものであり、避けられないことである。不確かな認識を確実性の高い認識へと高めていくことが科学の役割である。未解明の問題に対する謙虚さをもつことが科学者の不可欠の資質である。行政もそうした科学的観点を尊重しつつ進められるべきである。」

文案には、科学的知見、科学的合理性などの用語が散見されるが、科学の本質は未知への探求であり、確立した定説ではない。確立した定説でさえ、科学的見地からは、常に過ちの可能性を内包したものである。科学の本質を見誤っていないか。]

2 - 5 . 医療被曝管理対策については、次のような記述にするとよい。

「日本は世界的にも医療被曝の多い国として知られている。医療被曝には検査・治療上のメリットはあるが、医療への放射線利用に際しては、メリットとデメリットの厳密な比較衡量が必要であり、メリットが上回る場合にのみ実施すべきである。証拠にもとづく費用対効果の合理的判断は必要不可欠である。とくに医療従事者には、無用の被曝を避けるための万全の措置が必要である。また医療従事者および患者の被曝記録の作成・管理が必要である。」

2 - 6 . デコミッションング対策については、次のような記述にするとよい。

まず、原子力安全規制政策を担当する組織において進められている、デコミッションングにおける安全確保に係わる法令整備の動きについて、概要を紹介する。ついで、原子力一般行政の課題として、次のような記述を加える。

「経済性又は安全性に弱点のある原子炉の早期停止を、円滑に行えるようにすることは安全確保の観点から重要である。しかし現在は各方面への配慮から電力会社は、容易なことではデコミッションングを決断できないのではないかと推察される。

そうした状況を改め、電力会社にとって自己決定をやり易い環境条件を作っていくことが重要である。たとえば早期引退奨励制度（引退予定の原発について政府が安全維持費を援助する）の導入などが考えられる。

また立地地域のアフターケアについて具体策を考える必要がある。それは電力会社の自己決定を一層容易にする効果もある。」

2 - 7 . 私は第13回会議（11月24日）で、以下の趣旨の提案をした。

「原子力行政組織改革を、原子力委員会が議題として設定することは、時宜を得ているたしかに原子力委員会に、原子力行政組織改革に関する決定を行う権限はないが、提案を行うことはできる。過去半世紀の歴史的経緯により、日本のエネルギー・環境行政組織は複雑怪奇な様相を呈するに至っている。とくに問題なのは、エネルギー行政及び環境行政の双方において、原子力が別枠扱いされていることである。それを解消し、エネルギー行政及び環境行政の双方で、シンプルな行政組織を構築するのが適当である。

具体的には、エネルギー行政に関しては、原子力委員会を廃止し、総合エネルギー政策を担当する組織に吸収する。また環境行政に関しては、原子力安全・保安院の機能を全て環境省に移管する。原子力安全規制は、環境基本法を頂点とする法体系のもとに統合する原子力安全委員会については、ダブルチェック体制が必要と判断されれば、当面は存続させる。

なお上記の改革は、原子力安全規制行政の、原子力一般行政からの独立の強化を求める国民世論にも、答えるものである。」

しかし、「安全確保に関する中間とりまとめ（案）」は、合理的な根拠なしに、この提案を全面的に退けており、同意しがたい。

根拠らしきものとしてあげられているのは、次の2点である。

第1は、規制行政庁の所掌する決定に際して規制組織外から介入がなされた事例がないこと。

第2は、原子力安全委員会は学識経験者による合議制の特徴を生かして行政庁の規制業務に対する柔軟な監査行動を実施しているので、現行規制体制を見直しする強い必要性は

見出されないこと。

このうち第1の論点は、行政庁が厳格に安全規制を実施していることの証拠にはならない。むしろ原子力安全委員会が効果的に機能していないことを強く示唆している。原子力安全委員会が効果的に機能していると判断するならば、その根拠は何か。

また第2の論点については、文章自体がひねくれており、要点のみを記すことが望まれる。適切な表現に改めたのち、それ〔現行の仕組み〕をひとつの政策オプションとし、他にさまざまな政策オプションを立てた上で、それらの利害得失を総合評価して、最良のオプションを選ぶべきであろう。政策総合評価をせずに現行政策の堅持を結論づけるのは乱暴である。

原子力安全条約第2回締約国検討会議で、日本の体制が改良されたと評価されたというが、もともと「違法とまでは言えない」と解釈されてきた水準のものが、多少改良されたところで、自慢にはならない。「可」の水準でよしとするのではなく、「優」の水準をめざす必要がある。

またかりに原子力安全・保安院が、資源エネルギー庁から高度の独立性を実質的に保っていると仮定しても、経済産業省の傘下にあることは問題である。世界各国で環境保全を専門に扱う行政組織が、1960年代末以降、急速に普及浸透してきたのは、環境保全活動の固有の重要性についての各国司民の認識が深まったからである。この新しい時代に対応して、原子力安全規制行政も、環境省に移した方がベターであることは明白ではないのか。すでに原子力安全・保安院が、高度の独立性を保持しているというならば、それを環境省に移して、どこに不都合が生じようか。もし不都合が生じるならば、そのこと自体が資源エネルギー庁との関係、経済産業省との関係が深いことの証拠である。

2 - 8 . 以上が、12月16日付意見書の内容である。以下、2点ばかり追加する。

### 3 . 地方自治体に関する記述の問題点

地方自治体に関する記述が、新たに追加されたが、重大な問題点を含む。地方分権一括法の制定を中核とする地方分権の進展により、地方自治体は法律に抵触しない範囲で、原子力安全について、独自の措置を実施できるようになった。法律の解釈権についても、国と地方自治体は互いに対等の関係に立つこととなった。そうした地方分権時代にそぐわない表現が、文案（6ページ中段）にある。

「他方、地方公共団体は、一般に住民の安全確保の責任を有するから、事故・故障の発生時の措置に対する国の判断を含めて、国の規制活動が事業者の安全確保活動を必要十分な水準に維持させるものであることを地方公共団体が理解できる必要がある。この理解が得られない場合には、地方公共団体は自ら専門的な検討を行うこととなるが、それによって時間を要したり、国の科学的合理的な判断とは異なる意見が提示される可能性がある。この状況を未然に防止する観点から（以下略）」。

国の判断は無謬なので地方自治体は服従せよ、と言わんばかりの居丈高さである。

#### 4．六ヶ所再処理工場の多重リスク

4 - 1．電力業界は六ヶ所再処理工場計画に、不退転の決意で取り組むと表明している。この決意表明を素直に解釈すれば、業界の命運を賭けて取り組むということなのだろう。しかしもし失敗すれば、電力業界全体が破綻の危機に直面するおそれがある。しかも失敗の確率が高い。

4 - 2．たとえば六ヶ所再処理工場が、構造欠陥に起因すると推定される事故を引き起こせば、それが IAEA 尺度では中小規模の事故だったとしても、無期限の停止状態に入る公算が高い。

そのインパクトは途方もなく大きい。その基本的理由は、高い確率で失敗することが、あらかじめ予期されていた事業を、あえて実施したことの愚かさが、社会的制裁の標的となるからである。電力業界は無責任な投資行動に走ったとして厳しい批判にさらされ、自己責任論が強い説得力をもって展開されることは必定である。

六ヶ所再処理工場の失敗によって核燃料サイクルバックエンド政策は、振り出しに戻るのではなく、莫大な負債を抱えた状態での再出発を余儀なくされる。

4 - 3．具体的には次の7つの事態が生ずるであろう。

第1に、再処理事業は、将来にわたり実施可能なオプションではなくなる。

第2に、電力会社の再処理引当金、および新たに導入される計画のバックエンドコスト引当金は、目的外への転用を認められず、電力消費者に全額返還される。

第3に、その結果として、再処理事業の破綻処理コストは、原子力発電所を保有する全ての会社が、全額自己負担することとなる。

第4に、無慈悲な電力自由化が強行される。いわゆる垂直統合、つまりひとつの会社が地域ごとに送配電事業を一括して掌握する体制が、電力会社に手厚い保護を与え、その結果として再処理に対する無責任な投資行動をもたらした、として批判される。そしていわゆるアンバンドリング、つまり送配電分離が強行される。

第5に、バックエンド事業の信用が地に落ちた結果、それに対する税金や公共料金の投入は原則として認められなくなる。その結果として、電力業界は直接処分事業を推進することもままならなくなる。

第6に、バックエンド事業に資金的裏付けがないかが明らかになった結果として、施設立地受け入れ拒否の動きが潜在的な立地地域の間で大幅に強まる。事業自体が途中で放棄され、核のゴミが放置されることになる可能性が高いからである。その結果として、バックエンド事業自体が無期限の停滞状態に陥る。

第7に、原子力発電からの早期撤退論が強まる。原発を動かせば動かすほど、バックエンド事業は泥沼化するからである。

これらの多重リスクにいかに対処するのかについて、あらかじめ十分な検討を行っておく必要がある。

国有化はひとつの理論的に可能な打開策ではあるが、国も再処理事業に関しては、電力業界との連帯責任をもつと、国民から判断されるであろうから、所要資金の国民負担についての同意は得られないであろう。従って上記の事態は本質的に解決されないと予想される。

以上。

## 「原子力の安全確保」に関わる参考資料として

日本生活協同組合連合会  
理事 渡辺 光代

「原子力の安全確保」に関わって、日本における食品安全行政で進みはじめたリスク分析とリスクコミュニケーションの考え方を、原子力安全行政においても積極的にとり入れて、その具体化をはかっていくべきであると考えます。

リスクコミュニケーションなどに関する資料として、内閣府食品安全委員会の資料を添付しましたので、参考としてご活用いただければと存じます。

### 資料

#### 1．食品安全委員会の役割

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/mission.html>

#### 2．食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/index.html> 内にPDFファイルあり



トップページ > 委員会からのお知らせ > 食品安全委員会の役割

## 委員会からのお知らせ

### 食品安全委員会の役割

#### リスク評価(食品健康影響評価)

私たちは、一日たりとも食べ物を食べない日はありません。私たちが口にする食べ物には、豊かな栄養や成分とともに、ごく微量ながら健康に悪影響を及ぼす要因が含まれていることがあります。

「リスク評価」とは、リスク(食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度)を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価することです。評価は、化学物質や微生物等の要因ごとに行われ、本委員会の第一義的な役割となっています。

リスク評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告を行うことができます。

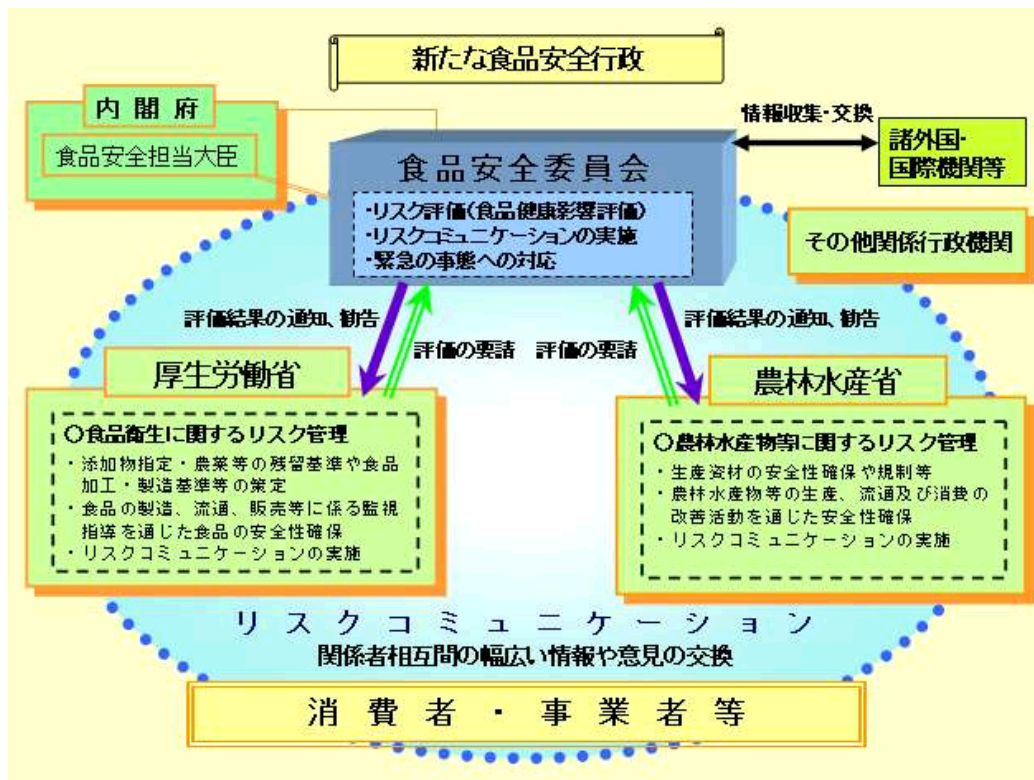
▶ [\(参考\)食品安全委員会とリスク管理機関との関係について](#)

#### リスクコミュニケーションの実施

リスク評価の内容等に関して、リスクコミュニケーション(消費者、食品関連事業者など関係者相互間における幅広い情報や意見の交換)を、意見交換会の開催、ホームページ等を通じて、行うこととしております。

#### 緊急の事態への対応

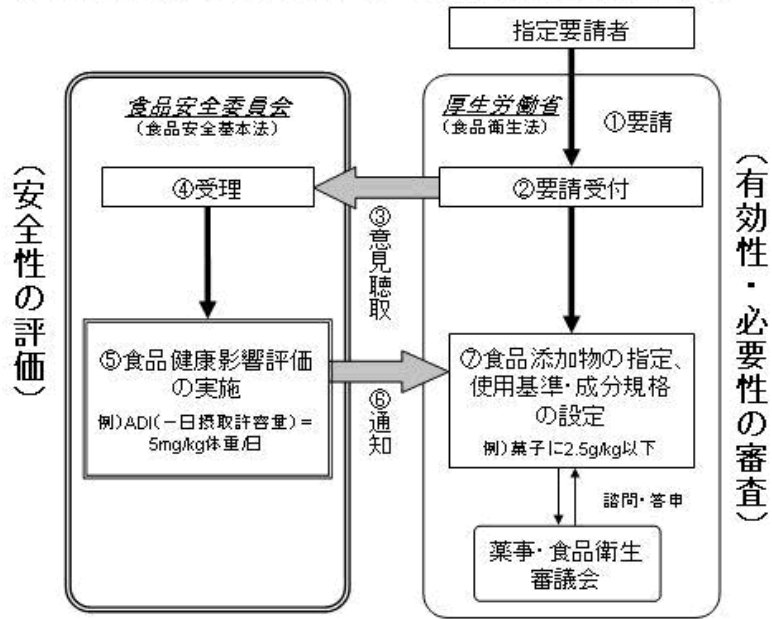
緊急時において、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応するため、国の内外からの情報により、事態を早急に把握し、関係各省への迅速な対応の要請や国民に理解しやすい情報の提供等を行います。



#### (参考) 食品安全委員会とリスク管理機関との関係について

食品安全委員会は食品に関するリスク評価を行い、リスク管理機関はこの評価結果に基づき食品の安全性確保のための施策を策定し、実施します。以下に、例として「指定要請を受けて食品衛生法に基づき食品添加物を指定する場合」を記載します。

食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について  
 (指定要請を受けて食品衛生法に基づき食品添加物を指定する場合)



# 食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題

平成 16 年 7 月

内閣府食品安全委員会

## 前書き

この「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」は、本委員会からの求めを受け、昨年来、リスクコミュニケーション専門調査会において議論された結果、本年5月13日に提出されたものについて、本委員会として広く国民の皆様からご意見を募集し、いただいたご意見を踏まえて、若干の修正を加えたものです。

食品の安全性の確保に関する施策を的確に講じていくためには、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなど関係者相互間の情報、意見を多方向に交換し、施策に国民の意見を反映していくリスクコミュニケーションが大切です。この取組みは、我が国においては未だ端緒の段階で、今後、試行錯誤を重ね、技術的にも改善を加えていかなければなりません。

今回のリスクコミュニケーション専門調査会によるとりまとめは、始まったばかりの我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションについて、その目的や実施の方法などを巡って種々の意見や考え方がある中で、その現状と課題をなるべくわかりやすく示そうと努めたものです。このリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員・専門参考人の熱心かつ意欲的な取組みに敬意を表したいと思います。

食品安全委員会としては、今後、このとりまとめを踏まえて、より効果的なリスクコミュニケーションを展開していきたいと考えております。関係者各位におかれましても、是非、ご一読いただき、参考としていただくとともに、我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションをより意義深いものとしていくため、率直なご批判、ご意見をいただきたいと考えております。

平成16年7月1日

食品安全委員会委員長 寺田 雅昭

## 目 次

	頁
要約	1
．食の安全とリスクコミュニケーション	4
1．リスクコミュニケーションの役割	4
(1) リスク分析とは	4
(2) リスクコミュニケーションとは	4
2．リスクコミュニケーションの目標	5
3．リスクコミュニケーションの手法と手段	5
．リスクコミュニケーションの現状	6
1．食品安全基本法制定以前	6
2．食品安全基本法制定以後	7
(1) 関係法律の規定	7
食品安全基本法	7
食品衛生法	7
(2) 各府省の実施状況	7
(3) 地方公共団体の実施状況	7
(4) 食品関連事業者の取組み	8
(5) 消費者の取組み	9
．リスクコミュニケーションの課題と方法	9
1．課題	9
(1) 関係者の役割、取組みと連携	10
国	10
地方公共団体	10
食品関連事業者	10
消費者	11
メディア	11
専門家	12
(2) 関係分野との連携	12
教育	12
情報公開と知的財産権、プライバシーの保護	12
緊急時におけるリスクコミュニケーション	13
いわゆる「風評被害」防止対策	13

2 . 方法	13
( 1 ) コミュニケーションの媒体	13
( 2 ) 意見交換会	14
( 3 ) 専門家の養成と技術の向上	14
( 4 ) 調査研究の充実	14
( 5 ) 国際的なリスクコミュニケーション	14
. 今後の取組みと活動の方向	15

リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿	16
---------------------------------	----

( 附属資料 )

- 1 . 他分野におけるリスクコミュニケーション
- 2 . 諸外国におけるリスクコミュニケーション
  - (1)H15/10/28 開催の意見交換会におけるビリー前コーデックス委員会議長  
(米農務長官特別顧問)の講演概要
  - (2)H16/2/16 開催のデ・レーウ蘭食品消費者製品安全庁長官の講演概要
- 3 . 「牛海綿状脳症( B S E )と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病( v C J D )」及び「高病原性鳥インフルエンザ」について
- 4 . 食品の安全性に関する用語集

## 要約

### リスクコミュニケーションとは

食品の安全性を確保するための新たな手法として、リスク分析の考え方がF A O（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）により提示され、その3つの要素である、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションを一体として進めるべきであるとされました（参考1及び次の図）。

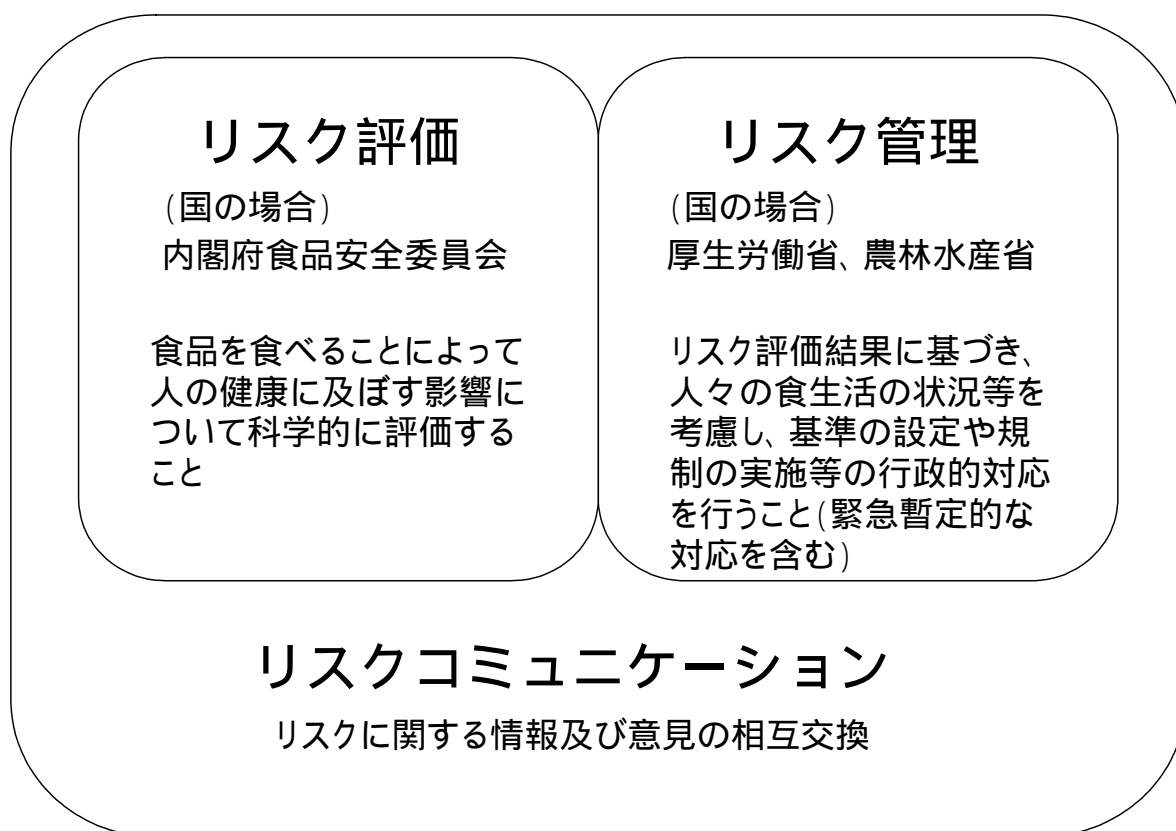


図 リスク分析の3要素

従来、食品にかぎらず何か事故が起きてから、二度とそのようなことが起きないようにと対策が立てられてきました。また私たちは、安全か危険かの2分法に慣れ、多くの場合、基準値以下か否か、賞味期限以内かそうではないかということで物事を判断してきました。

しかしリスクの考え方では、安全性について単純にシロ・クロで判断するのではなく、そのものの毒性の強さや性質と、食べたときに有害性を発揮するであろう量との関係を考えます。すなわち事故が起きる前に、有害性の程度やその起きる可能性を科学的に予測する「リスク評価」を行い、その結果を基にして、関係者からの意見を聞きつつ、リスクをなるべく小さくするための対策を実施する「リスク管理」を行おうとするわけです。

科学的な予測の身近な例である気象情報では、かなり良い精度で、しかもわかりやすい情報を提供できるようになっています。しかし地震予知となると、今の段階ではそれほど精度良く予測ができず、科学的な予測といっても差があります。食品については、最新のさまざまな試験研究の成果を総合して、できるかぎり安全性を確保しようと努力していますが、まだ十分わかっていない事柄もあり、必ずしも正確にリスクを予測できるとは限りません。しかし現時点で知られる最善の知識を結集してできるかぎり被害を少なくし、科学的な予測が不確実な点については、解明を進めながら、予防的なアプローチを使ってリスク管理を行うようにされています。

リスク評価は科学者が、リスク管理は行政や生産・流通業者が中心になって行い、食品の安全性を確保しますが、消費者が安心を得るためには情報を得るだけでなく、意見を述べ、要望を伝えるなど、これらの取り組みに積極的に参加することが大切です。消費者だけでなく、生産者や流通業者など多くの方がリスク評価や管理によって影響を受けることもあるので、これらの人たちの間で十分な意見交換を行い、目標実現に協力し、最も適切な対応が図られるようにすることも必要です。そのような作業がリスクコミュニケーションであり、食品の安全性を支える重要な要素です。この「リスク評価」、「リスク管理」とそれらを支える「リスクコミュニケーション」を一体として進めるやり方をリスク分析と呼んでいます

## これまでの経緯

今から3年ほど前に、BSE（伝達性牛海綿状脳症）問題への対応の不手際、乳製品の病原菌汚染、輸入食品での基準値を超える農薬残留などの問題が生じ、食品の安全性確保への信頼が揺らぐ事件が相次ぎました。

BSE問題の経緯を調査検討する目的で設立された調査委員会では、消費者の健康保護を最優先すべきであるとし、食品の安全性確保へのリスク分析手法を導入することの必要性を指摘する報告がされました。さらに、行政機関間のコミュニケーション不足、専門家と行政間のコミュニケーション不足、行政機関による情報開示と透明性確保の不十分さ、正確で分かりやすい報道の不足、消費者の理解不足なども指摘しています。

この報告書を背景にして、平成15年7月に内閣府に設置された食品安全委員会は、自ら食品のリスク評価に関するリスクコミュニケーションを行うほか、関係行政機関が行うリスク管理に関するリスクコミュニケーションについても調整を行うこととされました。

このため、食品安全委員会では、食品の安全性確保のためのリスクコミュニケーション



の改善を図っていくために調査審議を行う専門調査会を発足させました。本リスクコミュニケーション専門調査会では、平成15年9月から現在までに9回の会合を開催し、各地で開催された意見交換会に委員らが参加することなどを通じて、未だ歴史の浅い我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションの進め方などについて議論を重ねてきました。食品安全委員会から、リスクコミュニケーション専門調査会に対しては、個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換等の結果を踏まえて、我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題について、意見のとりまとめを求められています（参考2）。

リスクコミュニケーション専門調査会は、活動を開始してから数ヶ月を経たばかりで、議論はまだ試行錯誤の域を出ていませんが、一方で、米国におけるBSEの発生、我が国における鳥インフルエンザの発生など、実際にリスクコミュニケーションを必要とする事件が次々と生じています。このため、リスクコミュニケーション専門調査会のこれまでの議論から、若干の拙速は承知の上で、現時点で考えられる我が国における「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」についてとりまとめ、関係者に参考にしていただくことにしました。

#### 今後の方向

これまで食品安全委員会は、意見交換会などを開き、リスク分析の考え方に基づいた食品の安全性確保の新しいあり方について積極的に訴えるなどの活動に力を入れてきました。

今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの食品の安全性確保に関する当事者（以下、本稿では「関係者」と略します。）から食品の安全性にかかわる問題の所在や解決の方向、疑問点について、意見を聞き、討議することに、より多く力を注ぎ、国がなすべきことの方角を探ります。

具体的には、リスクコミュニケーションを支援する専門家の養成や訓練、消費者ほか関係者の質問に答える窓口の設置、行政各部門の連携、問題の指摘や対策の立案への関係者の参画、情報や意見の交換の強化やメディアとの協力の促進、食品のリスクに関する基礎的な問題を関係者が議論する場の設定を目指します。

さらに、リスクコミュニケーション専門調査会独自の取組みとして、食品安全委員会や関係機関が行うリスクコミュニケーションに対する助言、種々のリスクコミュニケーションへの積極的参加と関係者との意見交換、各専門調査会が行うリスクコミュニケーションの支援、国内外の実施例の調査、紹介などに努めます。

リスクコミュニケーション専門調査会では、本とりまとめに対するご意見を各方面からいただき、我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションが、今後、一層円滑に進められるよう、さらに議論を深めていきたいと考えております。

関係者の意見、コメントをお待ちします。

## ・食の安全とリスクコミュニケーション

### 1. リスクコミュニケーションの役割

#### (1) リスク分析とは

食品は本来私たちにとって欠くことのできない糧を与えてくれるものです。しかし、そのとり方や量が適切でないと健康に悪影響を与える可能性もあります。さらに食品を汚染する病原菌や、有害物もあり、これらを「ハザード(有害性要因)」と呼びます。ハザードが健康に有害な影響を及ぼす確率と有害な影響の深刻さをリスクと呼びます。毒性の低いものでも取り方や量により深刻な影響を及ぼしリスクは大きくなり、毒性の高いものも体に取り入れる量がきわめて少なければ影響は出ずリスクは小さいといえます。

リスク分析では、食品を食べることによってどのような危害が生じるのか、また、どの程度食べると危害が生じるのかを明らかにする「リスク評価」と、人々の心配の程度や、費用と効果の関係、食品がもたらす健康への恩恵、社会的な影響などを考慮しながら、リスクを低減する措置を講ずる「リスク管理」、そしてリスク評価の妥当性やリスク管理の手法について、情報を共有し、各々の立場からの意見を交換し、理解し、協同、協力する「リスクコミュニケーション」の3つが重要とされます。

リスク分析の考え方は、事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることに役立つことから、各国に対して国際食品規格(Codex)委員会が導入を奨励するなど、国際的に食品のリスクに対処する共通の考え方となっています。我が国においても、平成15年7月に施行された食品安全基本法などにより、食品の安全を守るための基本的な考え方として採用されました。

またリスクコミュニケーションには、平時から、常に行っておくべき情報の共有、意見の交換と、緊急時に被害や社会的損害を小さく保つための危機管理の一環としての情報提供、指導(クライシス・コミュニケーション)の2つの種類が考えられますが、ここでは、主として前者を扱います。

#### (2) リスクコミュニケーションとは

食品の安全性確保は、「農場から食卓まで」という言葉で示されるように農場から食卓にいたるさまざまな段階で、生産者、流通関係者、行政や消費者などの関係者がそれぞれの立場で努力してはじめて確保されるものです。たとえば、最近のニワトリの高病原性鳥インフルエンザ感染時の対応では、問題の発見、安全性の科学的評価、安全管理方法の選択・実行のすべてにおいて、関係者の誰もが重要な役割と責任を担っていることが示されましたが、問題に気がついた人が直ちにその問題を指摘し、対処法を理解して協力していかないと取り返しのつかない事態を招く場合もあります。適切なリスクコミュニケーションは、食品の安全性確保のための対策が、科学的な根拠に基づいて適切に実行されるために、欠くことのできない関係者間の理解と協力のための基礎です。

リスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理について理解を深め、意見を交換する手法で、リスクの評価、管理と並んでリスク分析手法の3要素の1つと位置づけられています(参考1を参照)。

しかし、「リスクコミュニケーション」という言葉は、我が国の食の分野では、まだなじみが薄い状況です。「リスク」という言葉は、これまで、災害防止、危機管理、投資などの場面で使われてきましたが、食の分野で、「リスクコミュニケーション」と言われても、何のことが分からないと言う方もいるかもしれません。リスクコミュニケーションとはどんな食品にも食べ方や量によっては多少のリスクのあることを前提に、科学に基づいて費用や効果も考え、科学的な対処法等について広報し、意見を交換し、協力することをいいます。

## 2．リスクコミュニケーションの目標

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク評価とリスク管理の過程において、関係者が必要な情報を共有した上で、関係者の意見が適切に反映されることを目標とし、次の点に注意して実施することが必要です。

- (1) 関係者はそれぞれ食品の安全性に関する情報を「迅速に、必要な内容をすべて、わかりやすく、正確に」共有するとともに、各プロセスの透明性を確保する。この場合、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」を原則とすることが重要。
- (2) 食品のリスクとその低減措置についてすべての関係者の間で話し合っ共通理解を得るように努力し、それぞれの責務、役割に応じて参加し、貢献する。

## 3．リスクコミュニケーションの手法と手段

食の安全に関するリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、国又は関係者が、以下の点を早急に実現することが必要と考えられます。

- (1) リスクコミュニケーションを推進するための専門家を養成する。
- (2) 消費者等関係者の疑問などに答えるための常設窓口を設置する。
- (3) 関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる。
- (4) 対策がまとまっていない段階から、次の段階、目標を示す形で関係者との話し合いを持つ。
- (5) 情報公開の促進とメディアとの協力関係の促進を図る。そのために、メディアと日頃から意見交換を行える場を設置する。
- (6) 関係者の協議体を設置し、個別テーマごとの基本的な論点を抽出しておく。

## ・リスクコミュニケーションの現状

### 1. 食品安全基本法制定以前

食品安全基本法制定以前は、食の分野でリスクコミュニケーションという言葉はほとんど使われておらず、食品の安全性に関する関係者のコミュニケーションとしては、公的機関などからの情報の公開と、それに対応する報道、消費者の理解という一方向の流れが主で、一部審議会やパブリックコメントの機会に消費者代表が施策に関して意見を述べることはありましたが、逆方向の情報・意見の流れは限られたものでした。

平成13年9月10日に、我が国で最初のBSEを疑われる牛が発見されて以来の一連の出来事は、我が国の食品安全行政の仕組みを大幅に変えるきっかけとなりました(参考3)。

食品の安全性の確保のための基本原則として「BSE問題に関する調査検討委員会報告書(平成14年4月2日)」は、第一に消費者の健康保護を最優先すべきとし、次いでリスク分析手法の導入を掲げています。この報告などから、リスクコミュニケーションについて、次のような問題点が指摘されました。

#### (1) 行政機関間のコミュニケーション不足

生産段階を所掌する農林水産省と食品衛生を所掌する厚生労働省の連携が不足していた。

#### (2) 専門家と行政間のコミュニケーション不足

行政と科学の間に情報や意思疎通を円滑に行う相互信頼が確立されていなかった。

#### (3) 行政機関の正確な情報開示と透明性の確保が不十分

BSE発生の際の感染牛の処理情報を誤って伝えたほか、過去の経緯や政策内容についても説明不足だった。国民にどう伝わるかについても注意不足であった。

#### (4) 正確で分かりやすい報道の不足

危険性を過度に強調した報道があり、誤解を招く場合があった。マスメディア関係者に食品の安全性についての理解が不足していた。

#### (5) 消費者の理解を深めるための支援の不足

消費者の理解を深めるための支援が十分でなかったため、行政や表示に対する不信を招くこととなった。

#### (6) 関係者間のコミュニケーションの不足

問題点を見つけた時の通報など、初動時に迅速かつ適切な対応がなされなかった場合が見られた。

平成15年7月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が新設されました。

これらの新しい法律制度や行政組織により、リスクコミュニケーションについても新たな制度が作られました(参考4)。

今後は、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を可能とするよう、これらの制度を適切に運用していくことと関係者の連携が確保されるような実質的な仕組みを構築していくことが重要と考えられます。

## 2. 食品安全基本法制定以後

### (1) 関係法律の規定

#### 食品安全基本法

食品安全基本法により、食品安全行政にリスク分析手法の導入が図られました。具体的には、食品健康影響評価（リスク評価）の実施、食品健康影響評価に基づいた施策の策定（リスク管理）、第13条にリスクコミュニケーションについて定められています（参考5）。これは、我が国の食品の安全性の確保に関する施策全てにわたって適用される考え方となっています。

また、食品安全委員会の業務に関して、「関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること」及び「関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと」と記され、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進していくこととなります。

#### 食品衛生法

食品衛生法には、リスクコミュニケーションに関し2つの規定が設けられています。1つは、規格・基準や監視指導計画の策定等の際に、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めます。もう1つは、定期的に、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、その施策について広く国民又は住民の意見を求めます。その運用は、関係府省の連携のもとで行うこととなっています。

### (2) 各府省の実施状況

内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省は連携して、平成15年7月1日の新制度施行以降、委員会、審議会などの原則公開、食品影響評価やそれに基づく管理施策に関して広く一般からの意見、情報の募集、意見交換会等の開催、関係者の相談窓口の設置、各種のモニターの設置など、リスクコミュニケーションを実施しています（参考6）。

このような関係者の努力により、国、地方公共団体の行う食品安全性関係の情報の開示、説明、伝達など情報流通の面では一定の改善がみられています。

しかし、米国におけるBSEの発生、国内における79年ぶりの鳥インフルエンザの発生など様々な出来事にこのリスクコミュニケーションの真価が発揮されるにはまだまだ時間が必要に思われます。

また、遺伝子組換え技術のように、技術そのものの有用性や倫理性、環境影響などについて基本的な議論がされている一方で、現実に生産されている遺伝子組換え食品の安全性について議論していく必要がありますが、こうした場合も、リスク分析の考え方を適用して対応し、一層、食品のリスクとそれへの対応という考え方の理解を広めていく努力が必要です。

### (3) 地方公共団体の実施状況

食品安全基本法では、地方公共団体の責務が規定され、地域の住民や事業者にとり身近な全国の都道府県、市町村においても、食品の安全性の確保のために新しい組織、協議体などが構築され、食の安全について参加型の議論が行われています（参考7）。

その多くは、各自治体内の行政、消費者、食品関連事業者、学識経験者、メディアなど食の関係者からなる協議機関を設け、基本方針や行動計画などを作成し、個別の問題についての意見交換を行うものです。

各自治体内においても、農林水産部局、食品衛生部局、環境部局、生活環境部局などの連携を図るための組織改革が行われている例が多く見られます。

例えば、1200万人の都民をかかえる東京都では、平成2年12月に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針(平成11年4月2日改定)」が策定され、都民の意向の施策への反映、情報の収集提供と普及啓発の推進、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進、が施策推進の方向として示されました。この方針に沿って、平成2年から、都民からの相談事業の充実、情報誌「くらしの衛生」の発行、「くらしの衛生セミナー」の開催、「食と住まいの衛生コーナー」の開設、「東京都食品保健懇話会」の設置、などの事業を展開し、平成9年からインターネットを利用した情報提供を開始しました。さらに、平成15年度からは、食品安全情報評価委員会の設置、インターネット上で食に関する問題について討論を行う場として「食品安全ネットフォーラム」開設、多くの都民が一堂に会して情報交換する場である「食の安全都民フォーラム」開催、といった新たな取り組みを行っています(参考8)。

りんごの生産県として有名な青森県では、県庁健康福祉部内に「食の安全・安心対策チーム」を設置し、食の安全・安心対策について全庁的に取り組みながら、県内の消費者、生産者、流通関係者などで構成される青森県食の安全・安心対策本部において、生産者や事業者の考える安全・安心に関するアンケート結果などを参考にして、「青森県食の安全・安心対策総合指針」を作成し、食の安全・安心対策について取り組んでいます。

やはり農林水産業の盛んな熊本県では、消費者の安全・安心のために、県が行う総合的な施策推進の基本的な考え方や施策の体系等を定めた「くまもと食の安全安心のための基本方針」をパブリックコメントを経て作成し、平成16年1月に、くまもと食の安全県民会議と県立大学との共催で「くまもと食の安全安心フォーラム」を開催し、その中で、アクションプログラムを採択しています。

この他の道府県、市町村においても食品安全関係部署間の連絡体制の整備、関連条例の制定、基本方針、行動計画の策定、調査審議機関の設置、関係団体との連絡会議の設置などが順次行われ、地方における食品安全行政の新たな枠組みが整いつつあります。

#### (4) 食品関連事業者の取り組み

農林漁業の生産資材、農林水産物を含む食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入、販売などを行う食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たって、食品の安全性の確保について第一義的責任を有するとされています(食品安全基本法第8条)。

そのため、生産から販売にいたる食品関連事業者の間でも、食品の安全性確保のための有効な情報交換や協力の推進が求められています。

食品関連事業者では、提供する商品の安全性確保とあわせて、消費者などからの問い合わせ、意見を受け、商品に反映させていくリスクコミュニケーションの努力がされています。

例えば、ある飲料メーカーでは、消費者、顧客からの問い合わせを的確に取り入れるため、15～16年前から商品に担当部署の電話番号を記載するようになり、5～6年前にはフリーダイヤルとし、一部休日にも対応し、年間12～13万件の問い合わせが寄せられています。問い合わせの内容は、成分、効能、賞味期限、添加物、アレルギーなど千差万別ですが、最近は安全性に関するものが増え、社内調整の上、消費者の安全を最優先し、注意表示に繋げ、さらに業界全体としての表示改善につながったものもあります。企業においても、透明性の確保、コミュニケーション能力の確立などリスクコミュニケーションの原則は共通のものと考えられています（参考9）。

#### （5）消費者の取組み

消費者も食品の安全性の確保のために、知識と理解を深め、関係施策について意見を表明するよう努めるなど大きな役割を果たすことが期待されています（食品安全基本法第9条）。現に多くの消費者団体では、食の安全を活動の柱の1つとして掲げ、以下のような種々の取組みがなされています。

BSEや化学物質など、食の安全に関する課題ごとの研究会開催  
生産者、食品関連事業者、行政関係者等との情報、意見の交換  
食品健康影響評価、食品の安全性確保のための規制等の管理措置に対する意見表明  
地域における有機資源循環と食の安全を両立させようとする消費者と生産者の取組み等

#### ・リスクコミュニケーションの課題と方法

##### 1．課題

食の安全を考えるときに、それぞれの立場や経験、知識などにより、関係者の間でリスクの捉え方が大きく異なります。このような違いの理由や背景について、お互いに理解する努力を継続し、よりよい食品の安全性確保のあり方を目指していく必要があります。

例えば、火事や地震のリスクと、食品のリスクでは、受け取り方に相当の違いがあります。また、リスクはできる限り小さくすることが望ましいのですが、対策にかけることができる費用や人手には限界があります。こうした場合に、社会としてどの程度のリスクを許容できるのか、またはできないのかについて、情報を共有しつつ、関係者が意見を交換する必要があります。

消費者をはじめ関係者間でのリスクコミュニケーションのあり方の基礎として、義務教育程度の知識があれば理解できる言葉と説明方法による情報提供が必要です。一般の市民が、食品の安全性確保について理解と知識を深め、自由に意見を述べられるような仕組みを作り、また、そのような機会を増やしていくことも大事です。

リスクコミュニケーションを積み重ねることによっても、必ずしも関係者間の合意が得られるわけではありませんが、情報や意見の疎通を欠くことによって、関係者間でお互いの立場や考え方が理解できずに認識が乖離してしまうことによって生ずる弊害を小さくす

ることは期待できます。

#### (1) 関係者の役割、取組みと連携

##### 国

食品の安全性の確保のため情報を収集、整理し、提供することが必要です。特に、用語集など基礎的な資料の整備や、その時点で問題となっている事柄についてわかりやすく解説した資料の作成、提供などをする必要があります。関係者との連絡を密にして、求められている情報を提供し、また、疑問や質問に答えるよう努めることが重要です。

また、参加しやすい形の意見交換の場の設定、意見の調整、関係者の意見を施策へ反映する方策の提案、問題の指摘、危害情報の通報、相談窓口の設置などについて、透明性を十分保ちつつ、実施していくことが求められています。

さらに、リスク評価機関とリスク管理機関の間の連携や、国、都道府県、市町村の間の連携が保たれるように、関係者の意思疎通を十分に図っていくことや、食品健康影響評価を受けて管理措置を導入する場合に、措置の内容、要する経費、時間をできる限り具体的に示していくことも重要です。

##### 地方公共団体

地域住民や食品関連事業者の身近な行政機関である地方公共団体では、その地域に密着した食の安全にかかわる具体的な対応をテーマとして取り上げることが求められます。

すべての住民が問題を理解し、安心して食品を選択できるようにすることが理想ですが、実際に対象とできる人数や、科学的知識、生活信条、健康状態等が多様なため、保有する情報をできる限り、かつ、生活に即したわかりやすい方法で提供し、また、提供した情報が、住民にどのように伝わり、理解されたのか等を把握し、提供情報の見直しを随時行うなど、可能な範囲で対応を図っていくことが重要です。

また、食品流通の広域化や情報伝達の多様性から、その地方公共団体の関係者だけでなく、ある地方の情報がある他の多くの地方公共団体の住民等にも影響を与えることが考えられます。このため、今後、国の機関との連絡を密にし、地方公共団体間においても食の安全に関するリスクコミュニケーションの情報が共有できるように連携を図っていくことが重要です。

##### 食品関連事業者

生産、輸入、流通、販売を問わず、食を提供する者は顧客の生命や健康に直接関わっているという認識をもって行動し、関係者間の連携とコミュニケーションを図ることが必要です。

最近、国民が不信を抱かざるを得ないほどの食品関連事業者による不祥事が続きました。法令上の責任は明確ですが、その後のコミュニケーションが不適切であったために、結果として、社会にさらなる不安を与え、また自らも窮地に立つ事態も生じています。生産者をはじめ食品関連事業者が食の安全の関係者として、リスクコミュニケーションに積極的に参加できる仕組みを構築することが重要です。



企業は、法令を遵守することは当然として、科学的根拠に基づいたデータを使い、説明責任を果たせる能力を身につけることが必要です。また、労働組合などが会社に対して社会的責任を果たすことを促していくことも重要です。

安全性確保のために自ら実施する検査等の経費については、あらかじめ計上して実施していく必要がありますが、検査に用いて壊した食材は食べられなくなるため、全数検査は不可能なことから、全量のうちの頻度で実施したらよいか等の基準を科学的根拠に基づき設定していくことも重要です。

リスクへの対応については、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」で対応するというような方針を決めておき、「被害者救済、被害拡散防止、原因究明、再発防止」を迅速に実施することが重要です。平常時のコミュニケーションで、いかに社会と消費者の信頼を勝ち得ているかで、いざという時に提供する情報が生きてくると考えられます。

日頃の情報内容やその提供のあり方や姿勢が信頼されていなければ、緊急時にいくら情報を提供しても、振り向いてもらえません。平時のコミュニケーション活動を適切に行うことで、緊急時のコミュニケーションを円滑・効果的に行うことができるので、自社および自社製品の正しい情報を提供しつづけるための組織や人材、システムの強化を図っていくことが重要です。

表示事項については、食品包装業者と製造業者の間の連携など食品関連事業者間の安全性面での連携が求められます。

## 消費者

消費者が、自らの権利を行使して、食品のリスク評価や管理に適切に参加していくためには、必要な情報が容易に得られるシステムや、意見の表明ができる場と機会を作ることが求め、そこで意見を表明していくことが重要です。

また、一人一人の消費者が、ある出来事の由来について科学的に考えられるようになるためには、地域の団体や大学などの専門家の方たちと積極的に情報や意見の交換をしていくことも必要でしょう。

生産者、小売り業者などの関係者との交流を通じて、お互いの持つ食品の安全性に関する情報の共有、意見の交換を行い、関係者間の信頼関係を育てておくことが、緊急時のコミュニケーションを円滑に行う前提となります。

さらに、毎日の買い物において、なぜ、その食品を選ぶのかを意識し、消費活動を通じて自らの選択を示していくことが重要です。

## メディア

食の安全に関するリスクコミュニケーションにおいては、メディアは重要な役割を果たしています。特にマスメディアが関係者全体に迅速かつ広範囲に情報を提供する役割の大きさは計り知れないものがあります。また、行政や、生産者、企業などから情報開示を促すべく地道に取材し、受け手に伝えているのも事実です。

その一方で、一部メディアでは不適切な報道がなされ、リスクの性質や大きさと比べて過大な扱いがされているのではないかと指摘もあり、食の世界が多様化していく中で、

メディアに対しては、一層、科学的なデータと洞察力に基づいた報道が期待されています。

食品の安全性に関する情報は、国民の日常生活に大きな影響を与えるものなので、メディアには、事実に基づき、適時に、リスクだけでなく食品の効能を正しく伝えること、また、消費者など情報の受け手が、食品の選択などの判断をするために適切な情報を伝えるよう努めることが求められています。また、食の安全についての専門的知識や理解できる能力をもったジャーナリストを増やすことも重要と考えられます。

### 専門家

科学者や研究者には説明責任があるという認識を深めて、科学者、専門家が、積極的に食の安全に関するリスクコミュニケーションに参加し、または、これを開催し、食品の安全性の確保に関する科学的な情報をわかりやすく提供することが重要です。

関係する学会や学術団体は、消費者や専門外の人が問い合わせをしやすい形の窓口を設け、平易な説明ができるように準備をしておくことが望まれます。また、食品のリスクについて、専門家間の見解が異なる場合、その背景や根拠を明示して他の関係者の理解を助ける努力をすることが必要です。

諸外国や国際学会、他分野の学会が食品の安全性に関してどのような主張、報告をしているかについても情報を交換し、より良い国際協調関係の実現に向けた貢献や、必要に応じ、専門家同士の議論を公開で行うなどして、科学的議論の透明性を高めることも重要です。食品のリスク分析の専門家を養成することも緊急の課題です。

## (2) 関係分野との連携

### 教育

食品に危害が発生した時に、社会として冷静に対応・行動できるようにするためには、種々のメディアからの情報を読み解き、自らが食べる食品の選択に影響を与えるものかどうかを科学的に判断できる能力（情報が氾濫する中で、正確で十分な裏付けのある情報や虚偽の情報を見抜く能力）や食育（食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てていく種々の取組み。食品安全基本法においても関係規定があります（参考5））の重要性もいわれています。食品の安全性に関する情報は、さまざまな形で発信されており、情報の受け手がそれらの情報を見極める判断力を備えるためには、子どもの頃からの教育が不可欠です。

また、食品の安全性の確保に関して、食品関連事業者の持つ情報を教育の場で利用していく方策も考えていくべきです。小学校から生産や流通との対話を含む授業というものも検討されていいのではないのでしょうか。

### 情報公開と知的財産権、プライバシーの保護

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、食品の危害情報、食品健康評価や管理措置についての情報などの共有化がその第一歩であり、基本的にはこうした情報には関係者全てに対して公開されることが必要です。食品安全委員会及びその専門調査会は、原則

として全て公開で開催されています。但し、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は非公開とするとされています。この場合も、議事録については、発言者の氏名を除いて公開し、さらに会議の開催日から3年経過後に発言者氏名を含めて公開することになっており、安全性に関する議論については、関係者に明らかにすると決められています（参考10）。

食の安全に関するリスクコミュニケーションでも、プライバシーや知的財産権を尊重しつつ、安全性に関する議論を行うために十分な情報が開示されるよう工夫していくことが必要です。

### 緊急時におけるリスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションのあり方としては、平常時における場合のほかに、緊急時の対応については別の課題があり、異なる手法も必要とされますが、これらについては別途緊急時対応専門調査会で検討が進められています。

### いわゆる「風評被害」防止対策

消費者が健康被害から身を護る行動をとるのは当然ですが、所沢ダイオキシン事件や最近の鳥インフルエンザ発生時にみられるように、実際には健康に悪影響を及ぼさない食品について、十分な情報がない中で、消費者、小売業者などが過剰に心配をした結果、この食品を提供している生産者、製造業者などが社会的、経済的に損害を被ることがあります。いわゆる「風評被害」です。

「風評被害」の語は、通常、その被害がどこまで風評によるものかを特定することが困難で、また、どこまでが風評（うわさ）かについても曖昧なことが多いことから、吟味せず安易に用いるべきではありません。しかし、リスクコミュニケーションが十分機能していれば防げたか、軽減できたケースもあったのではないかと考えられ、今後、この「風評被害」について、リスクコミュニケーションの課題として位置づけ、検討していくことが重要ではないかと考えられます。

消費者との接点となる売り場においては、もちろん、安全第一を優先させなくてはなりません。安全面での何らかの懸念が生じるとすぐさま売り場から商品を撤去してしまうことは、関係者に誤った情報（風評）を伝える可能性があります。その一方で、安全でないかもしれない食品を売り続けることは、信用を大きく損ねることになりかねません。科学的に正しい情報をすばやく入手する方法を確立するなど、こうした問題を少なくする方法の検討が必要です。

## 2. 方法

### (1) コミュニケーションの媒体

食品安全モニターのアンケート結果でも、関係者が直接意見を交わすことができる意見交換会に対する期待が大きく、今後も積極的に開催していくことが適当と考えられます。また、インターネットを通じたやりとりも双方向性を確保した情報・意見の交換として、

ますます重要になるものと考えられます（参考 1 1）。

しかし、意見交換会への出席が困難な遠隔地の方々やインターネットを使わない関係者との双方向の情報・意見交換の方法についても、さらに検討を行う必要があります。また、食品安全委員会の「食の安全ダイヤル」などは、主として関係者の質問に答えるための相談窓口として設置されていますが、どのような危害要因を評価すべきか、どのような措置を執るべきか等の提案を積極的に受け付けるためのチャンネルとして利用することも検討すべきと考えられます。さらに、教育、医療、福祉関係者等との連携を深め、リスクコミュニケーションを効果的に実施していくことも検討すべきと考えられます。

## （ 2 ）意見交換会

意見交換会については、新たな制度の説明など説明的な性格が強い場合は、大人数の参加を得る形をとり、個別、具体的な案件について議論する場合は、全員が発言参加できる少人数会合の形をとることが適当と考えられます。また、課題によっては、専門家、消費者、食品関連事業者、メディアなどからごく少人数が参加して集中的に議論を行い、論点を明確化することも有用と考えられます。

## （ 3 ）専門家の養成と技術の向上

国をはじめ各関係者は、最新の科学の成果を正確、かつ、分かりやすく説明するためのコミュニケーションの方法と技術に精通した専門家の養成を行うなど、コミュニケーション技術の全体的な向上に努めるべきです。

農林水産省では、リスクコミュニケーションの基本を理解し、実践的な技術を身につけるため、平成 1 4 年 8 月から、消費・安全局の幹部及び担当者に対してリスクコミュニケーション研修やセミナーを 7 回実施しています（参考 1 2）。

このような研修を、広く各府省や関係者の間で実施することも検討すべきと考えられます。

## （ 4 ）調査研究の充実

専門家の意見を聴きつつ、食の安全に関するリスクコミュニケーションについての実際的な調査研究を進めていくことが必要です。例えば、各国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの比較、リスクコミュニケーションの評価方法の開発などの分野での調査研究を推進することが重要と考えられます。また、生産者、流通関係者、消費者などの関係者が自己防衛できないリスクの存在を知った時、また、未知のリスクに対応する時、人々がどのような反応（行動）を起こすかというような課題について総合的かつ実証的な調査研究も必要と考えられます。

## （ 5 ）国際的なリスクコミュニケーション

鳥インフルエンザウイルスや米国での B S E 発見と牛肉の輸入停止の事例に見られるように、諸外国との適切な連携や話し合いも重要です。我が国におけるリスク分析の内容等について適切な情報提供と意見の交換を行っていくとともに、国際機関における議論の状

況や、諸外国の食品の安全性に関する情報を国内の関係者が共有できるように、関係府省のホームページの充実や説明会、意見交換会の開催などに努めることが重要です。

#### ・今後の取組みと活動の方向

リスクコミュニケーション専門調査会は、これまで半年間は主としてリスクの考え方についての理解を深め、国が新たに始めた施策について説明することを目的としたコミュニケーションに重点を置いてきました。今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者から食品の安全性に関わる問題の所在や解決方向、疑問点について、何をリスクととらえ、どのようにコミュニケーションをすれば良いかなどについて意見を聞き、討議することに力を注ぎ、食品安全委員会をはじめとして国がなすべきことの方角を探ることを目指します。

また、具体的なリスクコミュニケーションの課題についても、関係者の意見を聞き、食品安全委員会に提言していきたいと考えています。

さまざまな情報や意見をもとに、関係者が誠実に努力して、食品の安全性の確保のためのリスクコミュニケーションを進めていくことが重要です。

リスクコミュニケーション専門調査会としては、上記の「現状と課題」を踏まえて、今後、次のような取組みを行っていくべきと考えます。

- 1．食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
- 2．種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
- 3．行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施
- 4．関係する専門調査会等と連携して、関係者間で意見の違いが大きい案件（農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む）関係者間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施
- 5．迅速なコミュニケーションを行うためのシステムの開発
- 6．いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発
- 7．国際的なリスクコミュニケーションの推進

## リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿

### 《 専門委員 》

石崎	美英	(主婦 公募委員)
犬伏	由利子	(消費科学連合会副会長)
小川	誠一	(東京都健康局食品医薬品安全部副参事(安全情報担当))
金子	清俊	(国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長)
唐木	英明	(東京大学名誉教授)
神田	敏子	(全国消費者団体連絡会事務局長)
吉川	肇子	(慶應義塾大学商学部助教授)
見城	美枝子	(青森大学社会学部教授)
近藤	康子	(サントリー株式会社お客様コミュニケーション部長)
新蔵	敏彦	(全国漁業協同組合連合会常務理事)
関澤	純	(徳島大学総合科学部教授)
高橋	久仁子	(群馬大学教育学部教授)
千葉	百子	(順天堂大学医学部助教授)
西片	尚樹	(株式会社主婦と生活社編集第3部 別冊『すてきな奥さん』編集長)
平社	進	(NPO法人くまがや有機物循環センター代表理事 公募委員)
三牧	国昭	(株式会社すかいらーく総合品質保証部部長)

### 《 専門参考人 》

川田	善朗	(トホ加工株式会社代表取締役社長、 全国グリア協同組合連合会会長)
久保	直幸	(UIゼンセン同盟常任中央執行委員)
中村	雅美	(日本経済新聞社編集局科学技術部編集委員)

印は座長、 印は座長代理を示す

50音順、敬称略